

H25.2.21 熊本県個人情報保護制度審議会

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について（実施機関諮問）

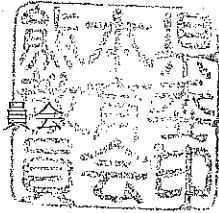
（条例第7条第3項第8号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務）

① 熊本県立図書館	3P
② 熊本北高等学校	8P
③ 天草高等学校 寄宿舍	12P
④ 球磨商業高等学校	16P
⑤ 熊本聾学校	20P
⑥ 熊本支援学校	24P
⑦ 菊池支援学校	28P
⑧ 苓北支援学校	33P

教政第1572号
平成25年 1月17日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県教育委員会



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 諮問事項
「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」について
- 2 条例上の根拠
条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）
- 3 内容
別紙のとおり



熊本県個人情報保護制度審議会諮問一覧

事務の名称	設置場所	所属	設置目的	内容	設置時期
防犯カメラによる個人情報の収集	熊本県立図書館	熊本県立図書館	施設の安全管理及び防犯	館内に4台設置	平成25年 3月
	熊本北高等学校	熊本北高等学校	防犯	管理棟、普通教室棟、体育館に3台設置	平成25年 4月
	天草高等学校 寄宿舎	天草高等学校	生徒の安全管理及び防犯	寄宿舎入口に1台設置	平成25年 4月
	球磨商業高等学校	球磨商業高等学校	生徒の安全管理及び防犯	正門、生徒通用門に2台設置	平成25年 4月
	熊本聾学校	熊本聾学校	児童・生徒の安全管理及び防犯	北門に1台追加(計2台)	平成25年 4月
	熊本支援学校	熊本支援学校	児童・生徒の安全管理及び防犯	正門、南門、北門に3台設置	平成25年 4月
	菊池支援学校	菊池支援学校	児童・生徒の安全管理及び防犯	高等部棟及び体育館の外壁に2台設置	平成25年 4月
	苓北支援学校	苓北支援学校	児童・生徒の安全管理及び防犯	玄関に1台設置	平成25年 4月

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立図書館)

項 目	内 容
1 設置施設	熊本県立図書館
2 設置の目的	施設の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	来館者及び不法侵入者
5 収集する個人情報 情報の内容	個人が識別できるもの
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>昭和60年度に熊本県立図書館開館と同時期に監視用カメラ4台を導入し、総務課、警備員室において監視モニターとして活用してきたが、今回監視モニター故障に伴い録画機能の付いたモニターの導入を検討している。</p> <p>図書館の警備については、開館時には、人的警備として一人体制で巡回警備を実施し、夜間休館日等については、機械警備で対応している。</p> <p>当初から監視カメラに録画機能を付けていないため、近年多発している図書や所持品の盗難、女子トイレ等への不審者侵入、駐輪場シャッター等器物の損壊が発生した際、人的警備（1名）だけでは対応できず苦慮している。</p> <p>また、所持品盗難等が発生した際、立ち会った警察側からカメラで録画した映像がないかとの質問を受けており、事件の未然防止、事件発生の際の早期解決のためにも是非必要である。</p>

7 カメラの台数と設置場所	4台 1F警備員室前、1F玄関子ども室側、1F玄関駐輪場側入り口、3F第一研修室
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 1か月連続録画後順次上書き録画</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察に提供することが考えられる。</p>
10 防犯カメラ等の取扱要項等	<input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし
11 その他の特記事項	

熊本県立図書館防犯カメラ等の管理に関する要項(案)

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立図書館内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、図書館の次の場所に各1台ずつ設置する。

1階警備員室前、1階玄関子ども室側、1階玄関駐輪場側入り口、3階第一研修室

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、総務課長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

画像は、カメラの設置目的である事務に直接携わる者以外は、再生又は閲覧できない。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

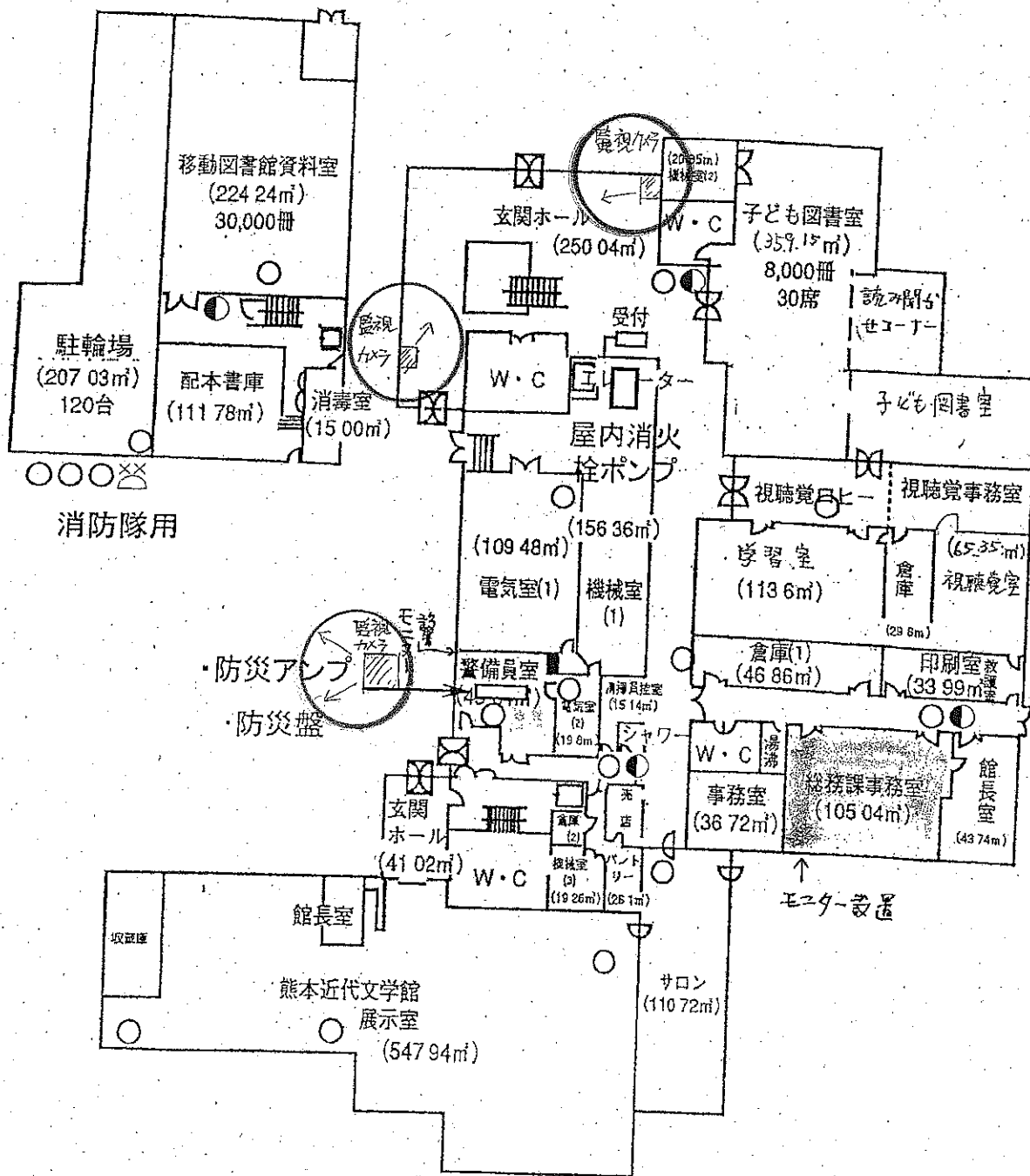
8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

防犯カメラ
(消防設備設置状況)

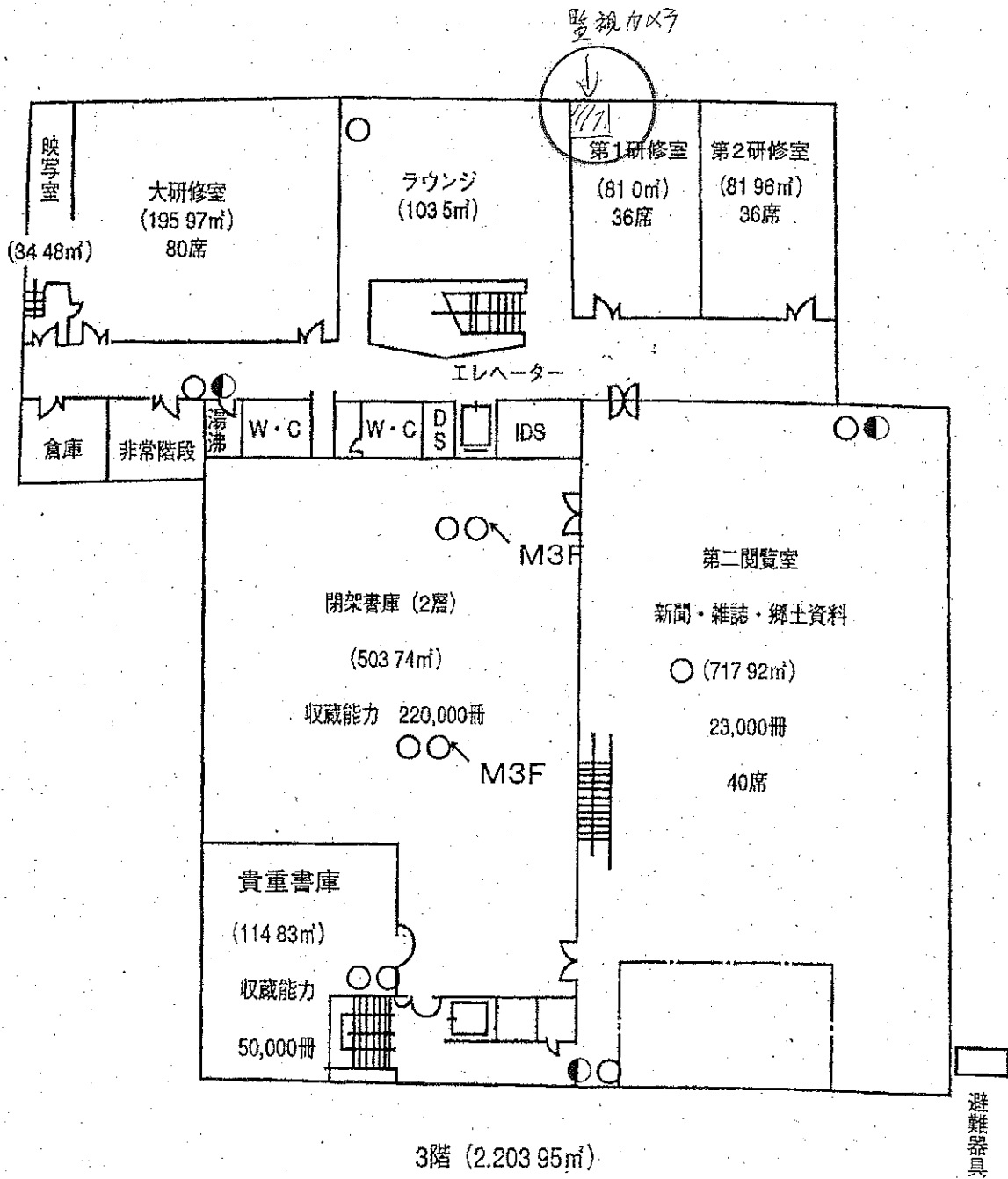
消火設備	1F	2F	3F	4F	屋階
● 屋内消火栓	4	4	3	2	—
○ 消火器	18	10	11	6	1
⊗ 送水口(消防隊用)					
□ 屋内消火栓ポンプ・防災アンプ・防災盤 避難器具(2F・3F)					

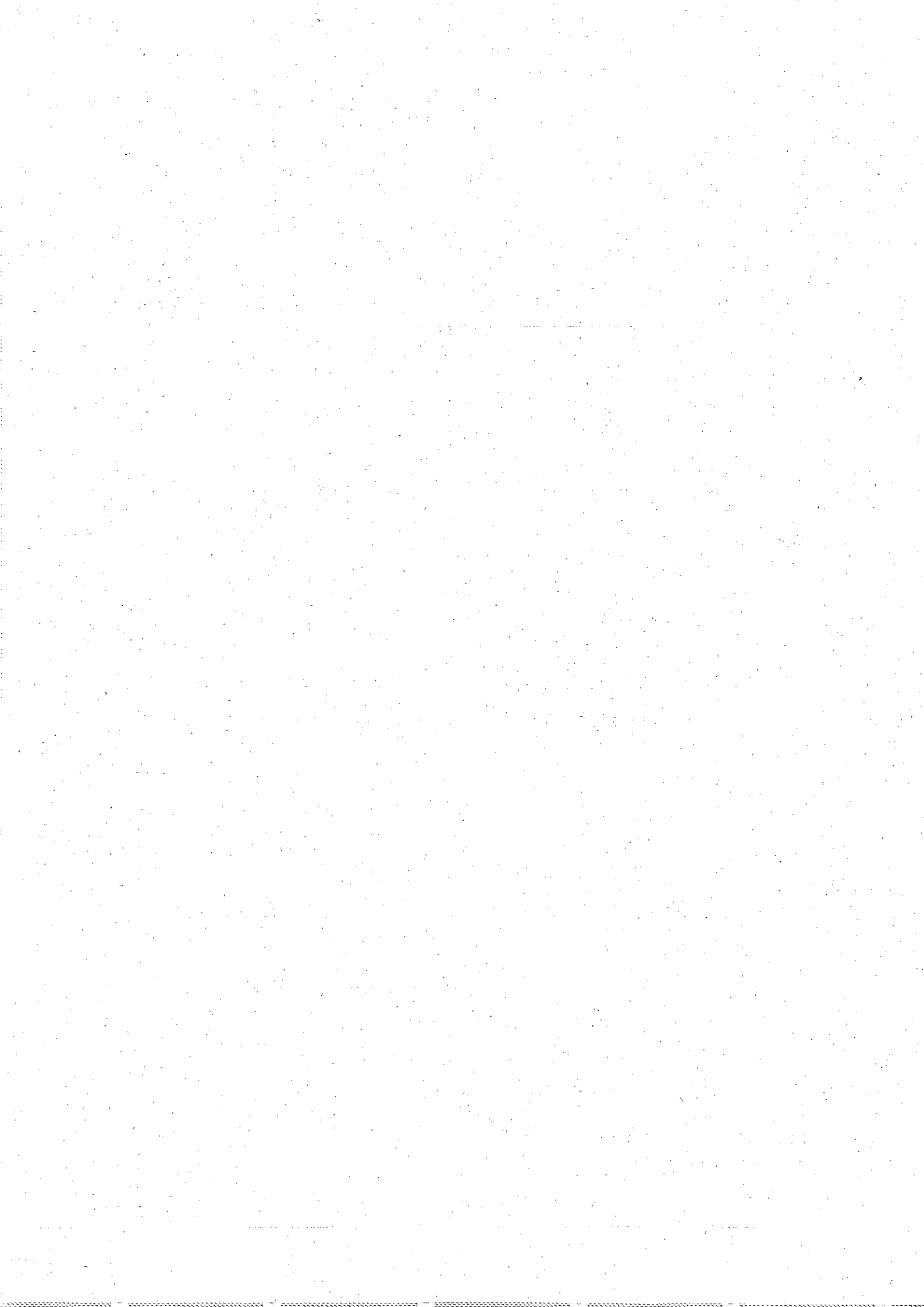
■1階 (平面図)



1階 (3 308.79㎡)

■3階 (平面図)





防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立熊本北高等学校)

項 目	内 容
1 設置施設	県立熊本北高等学校
2 設置の目的	防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	本校敷地内への侵入者
5 収集する個人 情報の内容	本校敷地内に出入りする者の動画像 (個人が識別できるもの)
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	<p>平成15年4月1日に県内の全県立学校が機械警備へ移行した際に本校は防犯目的のため、防犯カメラを設置した。</p> <p>その後、特に防犯カメラの必要な事例は発生しなかったため、平成20年3月末の契約期限と同時に廃止した。</p> <p>しかし、4年前、バドミントン部と陸上部の部室に夜間侵入されてストップウォッチやラケットなどの盗難にあった。更に昨年、他校の生徒が勝手に夜間に侵入し、警備を発報させた経緯があり、再度、このような事件を未然に防ぐためにも防犯カメラを設置し、監視する必要性が出てきた。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	3台 管理棟、特別教室棟、体育館
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画（午後9時から翌日午前6時まで） (2) 保存方法 原則として1ヶ月
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 異常事態発生時には警察に提供の意思あり
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり ・ なし
11 その他の特記 事項	

熊本県立熊本北高等学校防犯カメラ等の管理に関する要項(案)

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のため本校に設置する屋外用防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、熊本県立熊本北高等学校機械警備実施に伴う防犯その他の事故防止のために設置するものとする。

3 設置場所

(1) 設置場所、台数等

カメラは、本校の管理棟、特別教室棟、体育館に、各1台ずつ設置する。

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、機械警備対象時間の外部からの不法侵入者とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、21時から翌日午前6時までとする。

(4) 記録

カメラで撮影した画像は、記録するものとする。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は学校長とする。

5 記録した画像の管理方法

(1) 保管場所

記録した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、原則として1ヶ月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

画像は、カメラの設置目的である事務に直接携わる者以外は、再生又は閲覧できない。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域に至る通路等の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示することとする。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等へ提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

付則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立天草高等学校)

項 目	内 容
1 設置施設	県立天草高等学校 第2女子寮 (寄宿舍)
2 設置の目的	生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	施設利用者及び施設に出入りする者
5 収集する個人 情報の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	<p>本校の第2女子寮は、学校から1 km以上離れた、繁華街に近い住居地域の中にあります。学校から離れており、昼間は無人となりますが、現在は施設管理のみとなっています。</p> <p>夜間及び休日は、48名と多数の女子生徒が居住しています。宿直する舎監教諭も女子職員が当たっておりますので、安全管理上も防犯カメラの設置は必要と考えます。</p> <p>防犯カメラは設置してあるだけで、防犯上も大きな効果を発揮するものと思われます。女性のみが多数宿泊する施設として、防犯カメラの設置は、是非必要と考えます。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	1台 寄宿舍の出入り口（門）
8 録画方法、保 存方法	<p>(1) 録画方法 <input checked="" type="radio"/> 常時録画（ハードディスク） ・ <input type="radio"/> 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 ハードディスクに1か月間連続録画（その後、上書き保存）</p>
9 記録画像の外 部への提供	<p>(1) 通常時 <input type="radio"/> あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 <input checked="" type="radio"/> あり ・ <input type="radio"/> なし <ありの場合の提供先> 警察に情報提供する意思あり。</p>
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	<p>あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし</p> <p>別紙（案）のとおり作成の予定です。</p>
11 その他の特記 事項	なし

熊本県立天草高等学校防犯カメラ等の管理要項(案)

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立天草高等学校に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定める。

2 カメラの設置目的

カメラは、生徒の安全管理及び防犯のために設置する。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラの設置場所及び台数は、次のとおりとする。

熊本県立天草高等学校 第2女子寮 1台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者及び施設に出入りする者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、毎日終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画する。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管する。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪捜査等のために特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て保存期間を延長することができる。この場合、延長理由を明示し、その旨を書面に記録する。

(3) 画像の閲覧等

画像は、次に掲げる者以外は、再生または閲覧できない。

校長、教頭、事務長、その他校長が特に必要と認めた者。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去する。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域内の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と表示する。

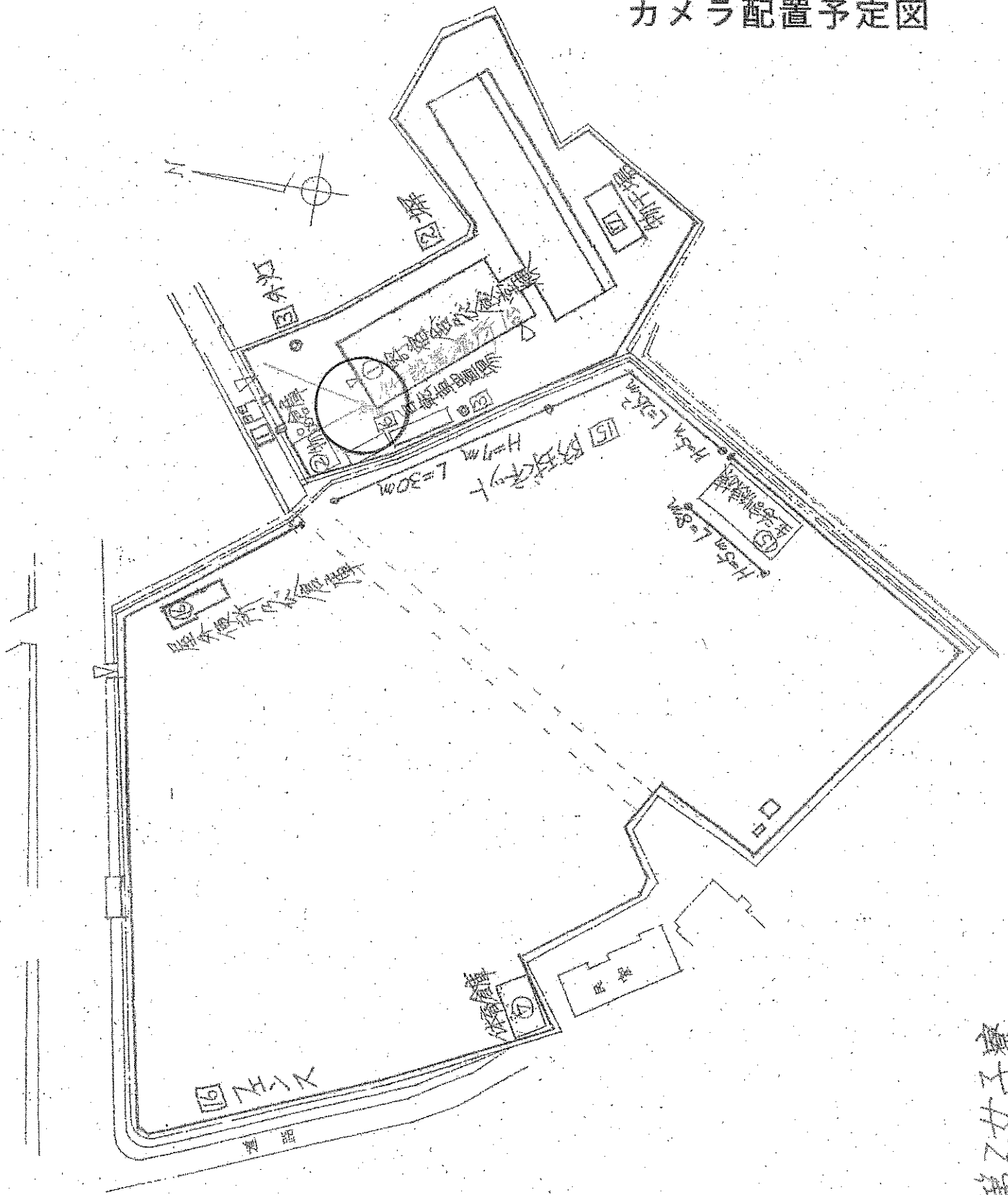
7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のために必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

カメラ配置予定図



第3グラウンド及び第2女子寮

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立球磨商業高等学校)

項 目	内 容
1 設置施設	県立球磨商業高等学校
2 設置の目的	生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	本校敷地内への侵入者
5 収集する個人情報 の内容	本校敷地内に入出入りする者の動画像 (個人が識別できるもの)
6 防犯カメラ等の 設置を必要とする理由又は事情	<p>本校は、女子生徒の割合が92%を占めており、女子生徒の安全対策が課題となっている。今年度も女子生徒に対する声かけや、学校周辺・最寄り駅等で不審者目撃情報の事案が発生している。</p> <p>このような事案に対する犯罪抑止効果も期待でき、万が一今後発生した場合、証拠として記録が残るため、本校には是非とも必要である。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	2台 正門、生徒通用門
8 録画方法、保 存方法	<p>(1) 録画方法 常時録画 ・ 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 専用のハードディスクレコーダーにて内蔵ハードディスク に2週間程度保存</p>
9 記録画像の外 部への提供	<p>(1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 異常事態発生時は警察等行政機関から依頼を受けた場合</p>
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり ・ なし
11 その他の特記 事項	

熊本県立球磨商業高等学校防犯カメラ等の管理に関する要項（案）

1 趣旨

この要項は、事項に定める目的のために本校敷地内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定める。

2 カメラの設置目的

カメラは、本校敷地内において勉学、部活動等に励む生徒、本校職員や本校に出入りする者の安全管理及び防犯のために設置する。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、本校の次の場所に、各1台ずつ設置する。

正門、生徒通用門

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、本校敷地内に出入りする者とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、毎日24時間とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画する。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、事務長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）はハードディスクに保存され、管理責任者が施錠できる事務室内で保管する。

(2) 保存期間

画像の保存期間は2週間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、校長の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録する。

(3) 画像の閲覧等

画像は、次にあげる者以外は、再生又は閲覧できない。

校長、教頭、事務長、その他校長が特に必要と認めた者。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域内の道路等の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

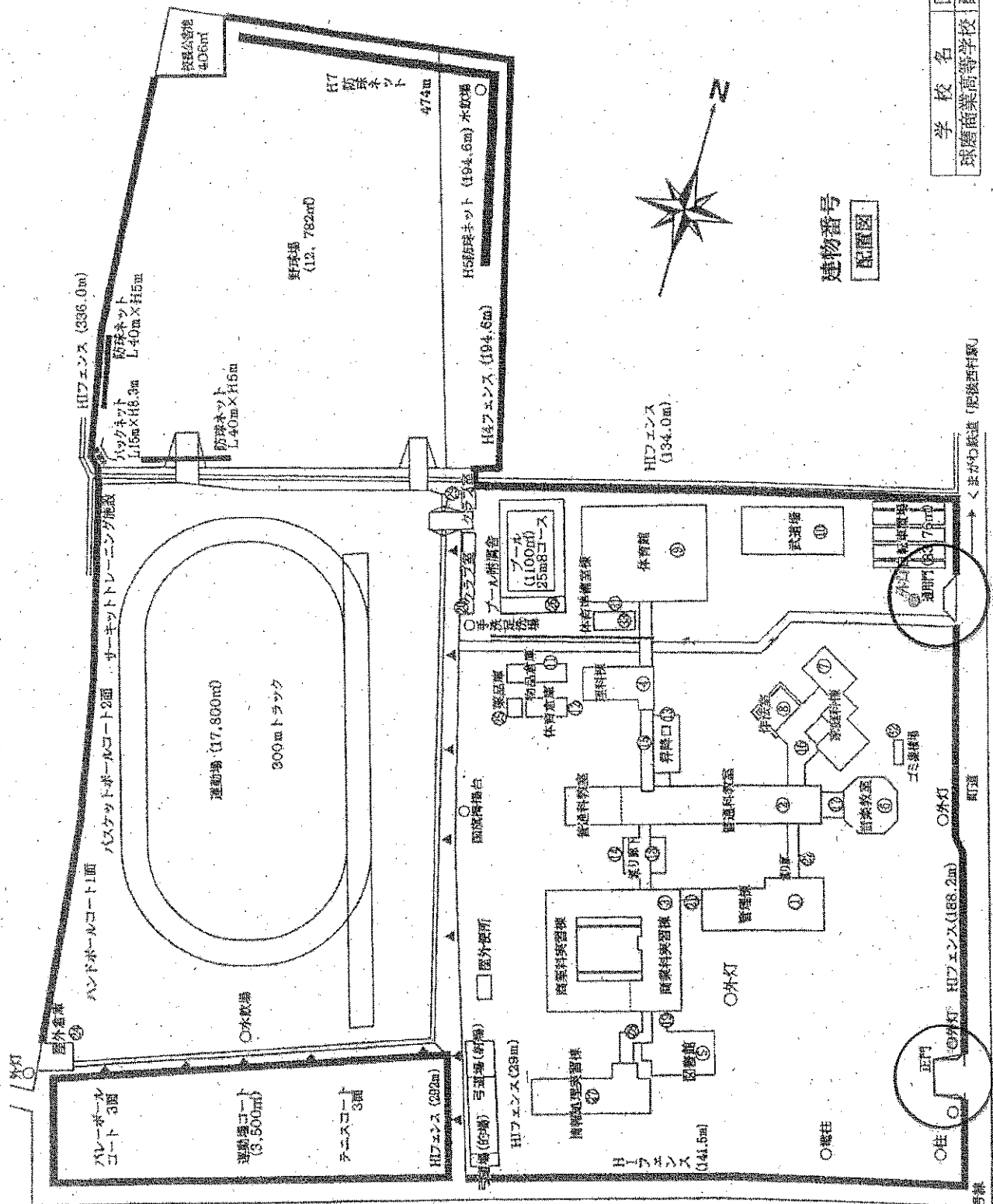
管理責任者は、校長の承認を得て、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

学校名	図面名
球磨商業高等学校	配置図

建物番号
配置図



← 国道219号線

→ 国道「肥後西村駅」

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立熊本聾学校)

項 目	内 容
1 設置施設	熊本聾学校
2 設置の目的	児童生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	本校敷地内への侵入者
5 収集する個人情報 情報の内容	校内敷地内に入出入りする者の動画像（個人が識別できるもの）
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>本校は、聴覚に障害のある児童生徒が在籍しており、不審者対応のため終日安全管理に努める必要がある。</p> <p>また、平成23年4月から本校敷地内に熊本支援学校東町分教室が設置され、分教室の生徒たちは本校北側にある門から出入りするため、不審者対応として安全管理に努める必要がある。</p> <p>現在防犯カメラが設置してある北門（東町分教室通用口）及び今回増設予定の北門（温室側通用門）は、正門とは異なり、近くの職員室等から門が確認できず、不審者が侵入した場合、対応が遅れる可能性がある。</p>

7 カメラの台数と設置場所	北門（東町分教室通用口） 1台 （設置済み） 北門（温室側通用口） 1台 （設置場所は2台とも産業工芸科棟）
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法 <input checked="" type="radio"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 HDDに146H連続録画。その後上書き録画。</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 <input checked="" type="radio"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察に提供することが考えられる</p>
10 防犯カメラ等の取扱要項等	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
11 その他の特記事項	

熊本県立熊本聾学校防犯カメラ等の管理に関する要項（案）

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のため本校敷地内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定める。

2 カメラの設置目的

カメラは、防犯、施設の安全管理等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県立熊本聾学校の北門（東町分教室通用口）・北門（温室側通用口）に、各1台ずつ設置する。

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、本校敷地内に出入りする者とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、24時間とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画する。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）はハードディスクに保存され、管理責任者が施錠できる事務室内で保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、6日間（146時間録画可能）とする。ただし、犯罪の捜査等のために特に必要を認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

画像は、カメラ設置の目的である事務に直接携わる者以外は、再生又は閲覧できない。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域内に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

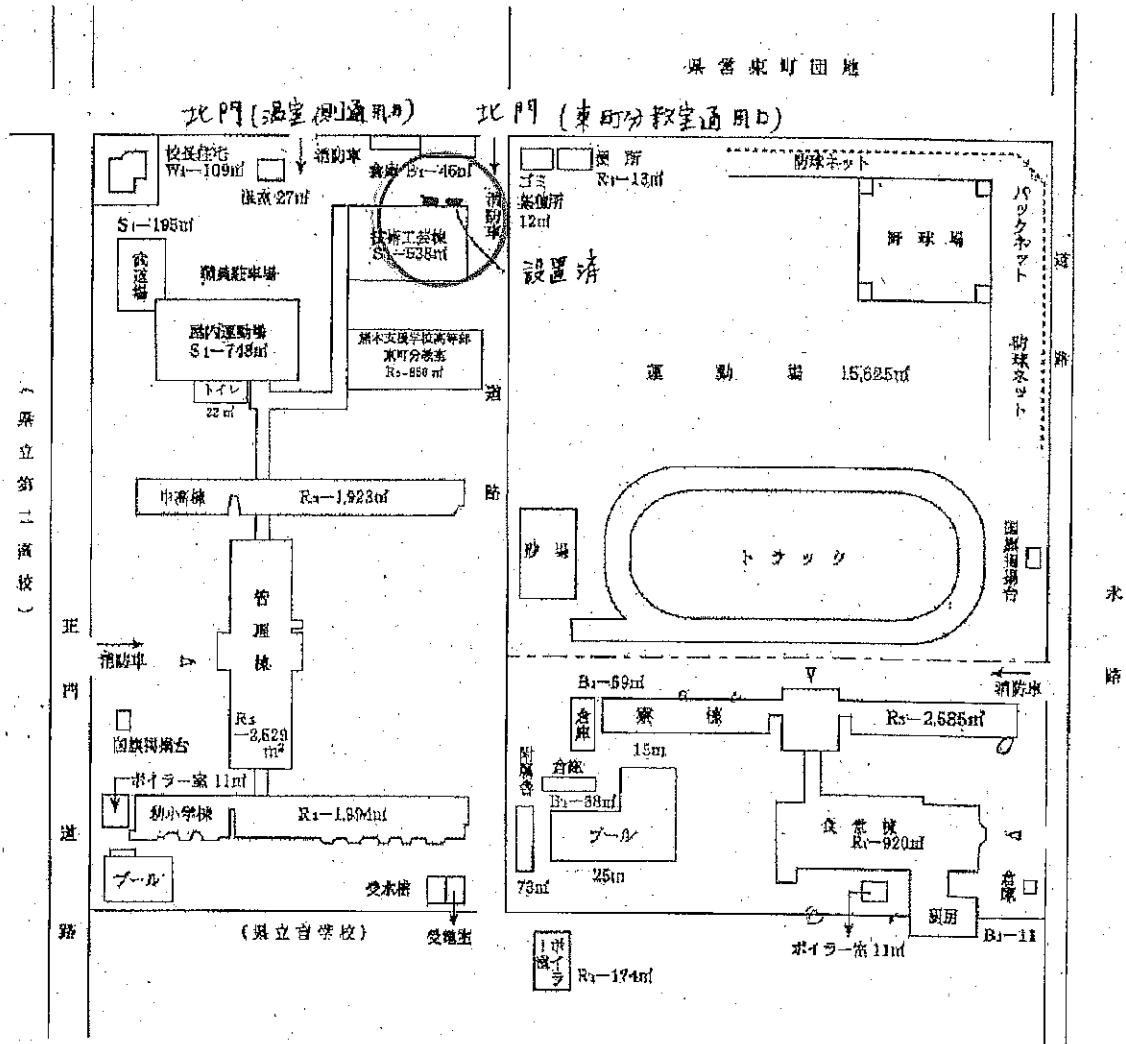
8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

3 学校の位置・校地・校舎等の概要

(1) 位置 熊本市東区東町3丁目14-2

(2) 建物配置図



ア. 校地面積 37,680㎡
 運動場 15,625㎡
 建物敷地 21,726㎡
 公舎 330㎡

イ. 建物
 延床面積 13,134㎡

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立熊本支援学校)

項 目	内 容
1 設置施設	県立熊本支援学校
2 設置の目的	児童生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	熊本県立熊本支援学校来訪者及び不正に侵入しようとする者
5 収集する個人情報 情報の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>施設安全管理及び、児童・生徒の登下校時間の交通指導状況や登下校の時間以外の校門閉鎖時の不審者対応等の安全管理のため。</p> <p>特に本校は、知的障害の特別支援学校である。さらに、自力歩行が困難である等、重複障害の児童生徒も学習している。不審者が侵入した場合は、その危機意識や危険回避能力が低いと思われ。また、最近では本校南門周辺で痴漢事件が発生しており、警察と連携して登下校指導も行っている。本校の児童生徒の状況等踏まえると、不審者情報を早期に発見し、対策をとる必要があるため、ぜひ必要である。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	3台 学校敷地内の正門・南門・北門
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画・異常時のみ録画 (2) 保存方法 専用のハードディスクレコーダーにて内蔵ハードディスク 2週間程度保存
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり・なし <ありの場合の提供先> ただし、事件、事故等の証拠記録を求められた場合を除く (2) 異常事態発生時 あり・なし <ありの場合の提供先> 警察等行政機関から依頼を受けた場合。
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり・なし 別添のとおり要項あり
11 その他の特記 事項	平成25年4月から設置予定

熊本県立熊本支援学校防犯カメラ等の管理に関する要項(案)

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立熊本支援学校内に設置する防犯カメラ。(以下「カメラ」という。)の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、児童生徒の安全管理及び防犯のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県立熊本支援学校の次の場所に、各1台ずつ設置する。
正門・南門・北門

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録面

カメラで撮影した面像は、録画するものとする。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録面した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像(以下「面像」という。)管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

面像の保存期間は、2週間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 面像の閲覧等

画像は、カメラの設置目的である事務に直接携わる者以外は、再生又は閲覧できない。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に携去するものとする。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域の道路等の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示プレートを掲示することとする。

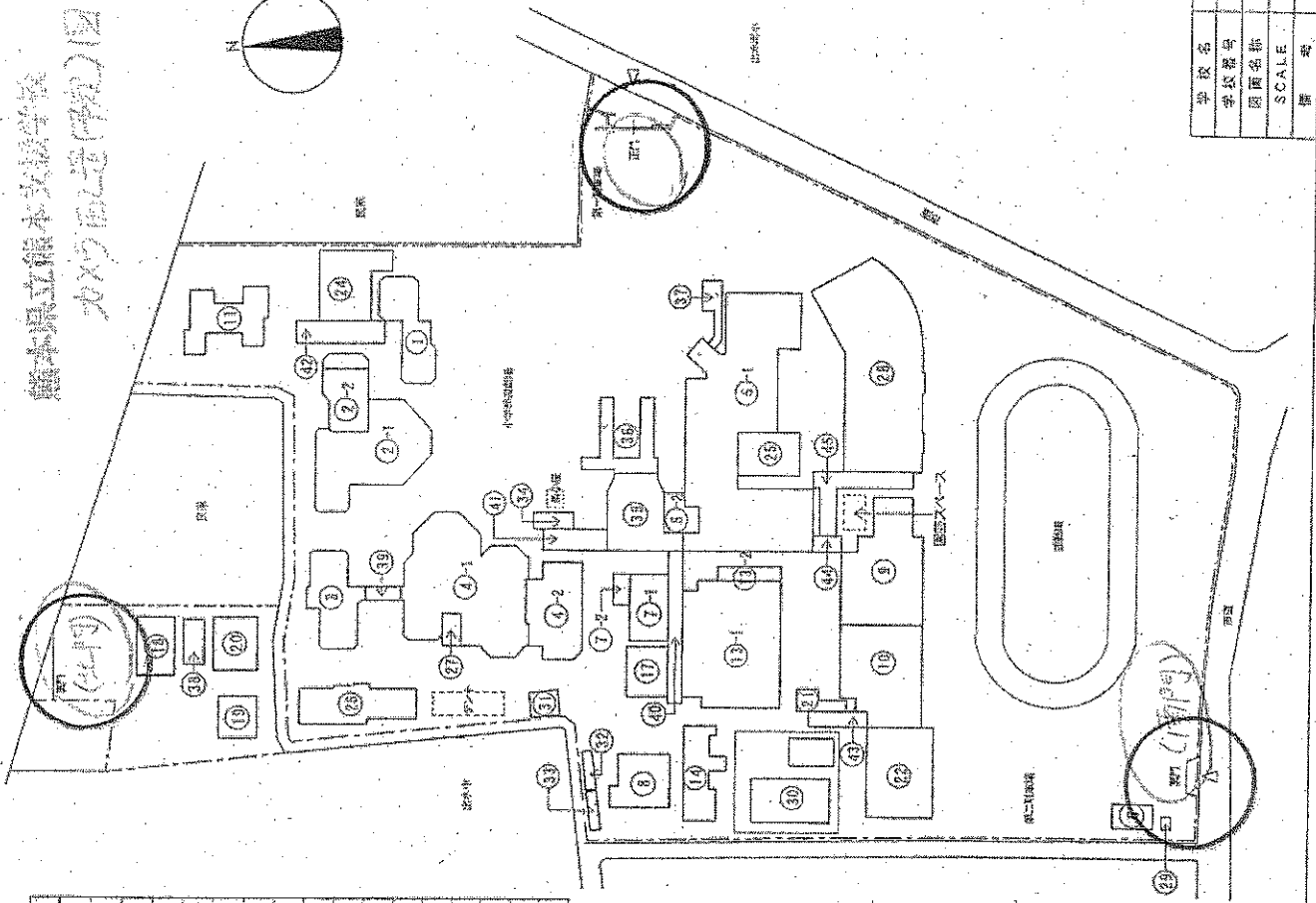
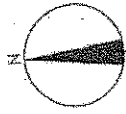
7 面像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

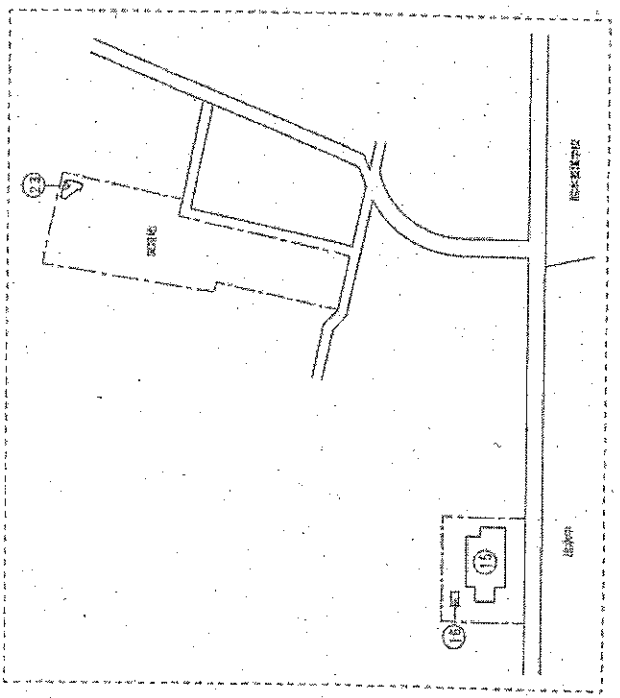
この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

熊本県立熊本工業学校
 カンパシユ設計(概)図



学校名	熊本工業学校
学校番号	301
図面名称	配置図
SCALE	NO SCALE
備考	

棟号	棟名称	棟名	棟名	棟名
1	小学部児童館	プール棟	31	遊園
2-1	小学部図書棟	校長室	32	日校通風塔1
2-2	小学部図書棟(急須部)	校長室(非常)	33	日校通風塔2
3	小学部図書棟	作業棟(木工)	34	ハル-北風塔
4-1	小学部図書棟(1号部)	クリ-ニング室及印刷所	35	折衝口
4-2	小学部図書棟(1号部)	木工室	36	遊学バス乗降棟
5-1	図書棟	図書棟	37	図書倉庫棟
5-2	図書棟(非常用)	屋外廊下	38	クリ-ニング室のテラス
6	体育館	教習棟(非常用)	39	廊下廊下1
7-1	特別授業棟(木工)	屋外廊下(遊学用)	40	廊下廊下2
7-2	特別授業棟(木工)	屋外廊下	41	廊下廊下3
8	作業棟	調理棟(非常用)	42	廊下廊下4
9	教習棟(非常用)	生活訓練棟	43	廊下廊下5
10	教習棟(非常用)	小学部図書棟(非常用)	44	廊下廊下6
11	普通部図書棟(非常用)	高等部図書棟	45	廊下廊下7
13-1	保健室	ガク-風		
13-2	体育館(非常用)	プール		



防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立菊池支援学校)

項 目	内 容
1 設置施設	県立菊池支援学校
2 設置の目的	児童生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	学校敷地内への侵入者
5 収集する個人 情報の内容	個人が識別できる動画像
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	<p>散発的ではあったが、以前から学校敷地内へ不正に侵入した形跡（ごみの散乱）や正門前の看板へのいたずら、学校敷地奥にある運動場へのバイクの乗り入れなどがあった。平成24年度に入り4月中に3回、看板へのいたずらや里道上に破砕ブロックの散乱が確認され、さらに6月にも看板へのいたずらが確認された。今回は、被害が連続したことや今後拡大することも懸念されたため、主管課へ〔不審者事案等〕事故発生報告を行い、所轄警察へも被害届けを行った。</p> <p>いずれも週休日や休日など学校に人がいない間に起こったものではあるが、本校の設置条件により外部からの不正侵入については無防備であり、また、本校に在学する児童生徒は知的あるいは重複の障がいを持っているため、自ら身を守ることが難しい状態である。</p> <p>本校はこのような状況下に置かれているため、児童生徒が安心かつ安全に学校生活を送るためにも防犯カメラの設置は是非必要である。併せて学校施設設備の安全管理のためにも必要である。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	2台 熊本県立菊池支援学校高等部棟の外側壁面、体育館の外側壁面
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 HDDに2週間録画（その後、上書き録画）
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察に提供することが考えられる。
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり ・ なし
11 その他の特記 事項	平成25年4月設置予定

熊本県立菊池支援学校防犯カメラ等の管理に関する要項(案)

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のため熊本県立菊池支援学校に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、児童生徒の安全管理及び防犯のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数

カメラは、熊本県立菊池支援学校の次の場所に、2台設置する。

熊本県立菊池支援学校正門付近（設置施設は高等部棟の外側壁面）、管理棟前（設置施設は体育館外側壁面）

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、学校敷地内へ侵入した者とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、毎日24時間とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、2週間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

画像は、カメラ設置の目的である事務に直接携わる者以外は、再生又は閲覧できない。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域に至る道路等の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示プレートを掲示することとする。

7 画像の提供

管理責任者は、防犯・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

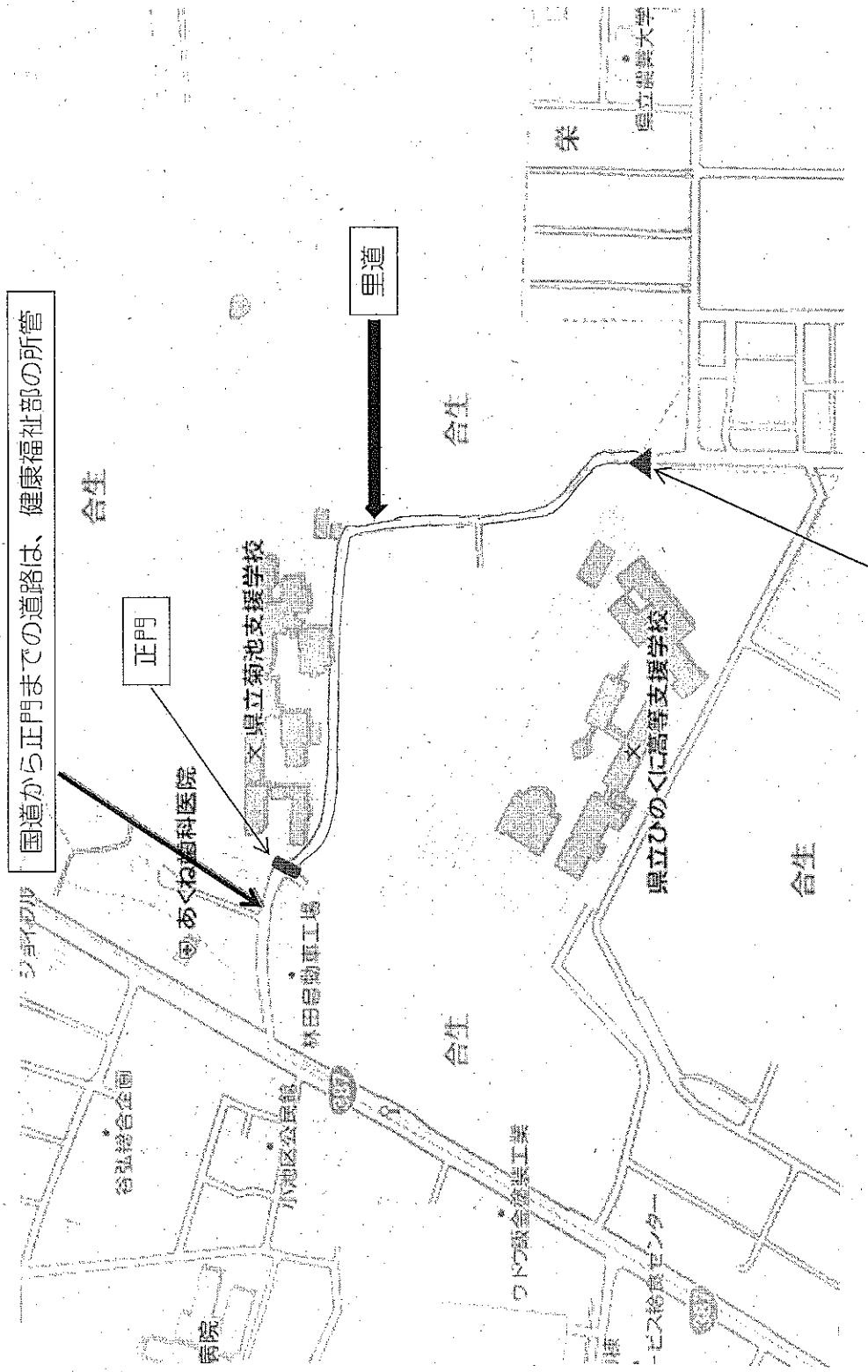
8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

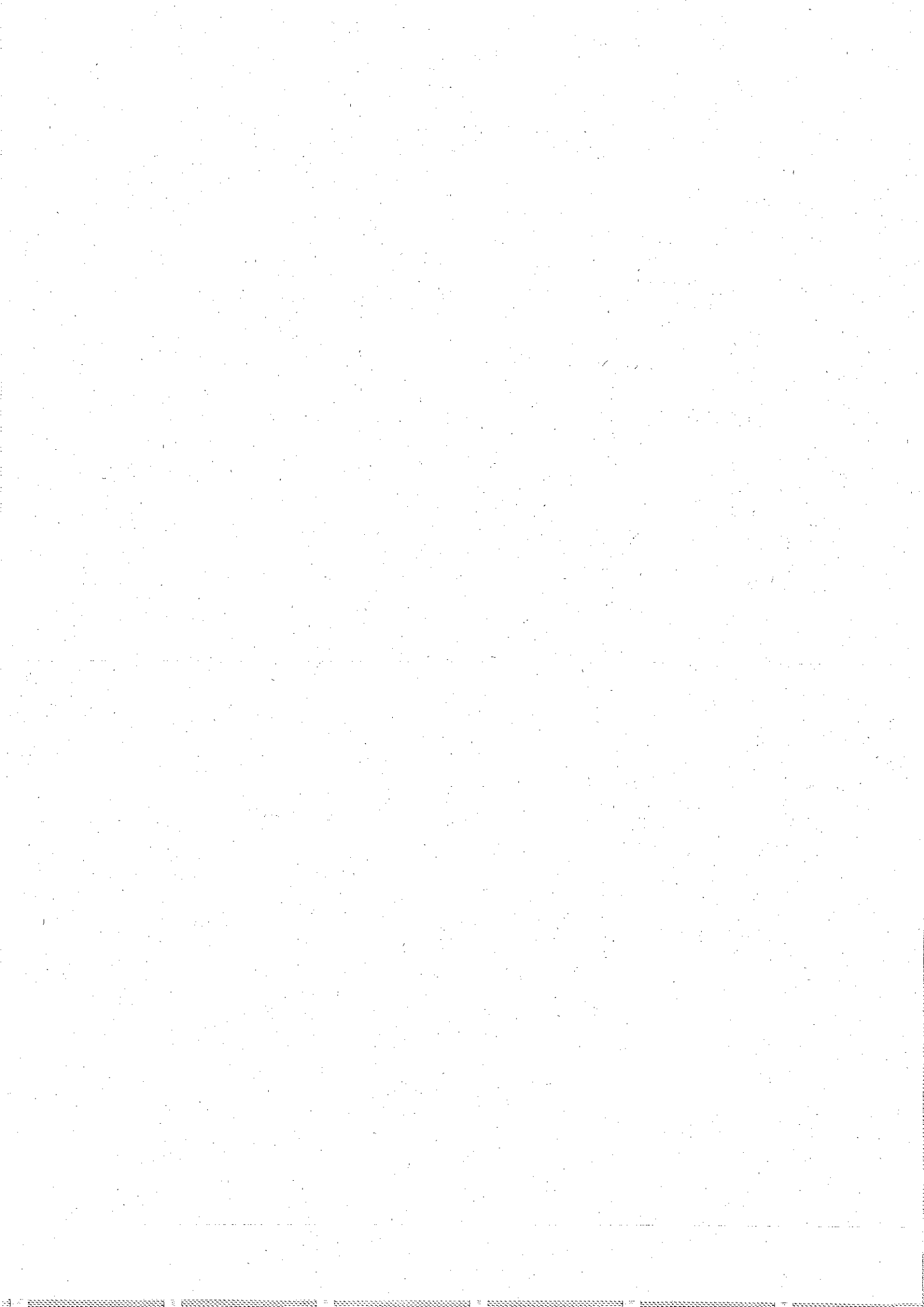
【熊本県立菊池支援学校位置図】

本校敷地等の概要

健康福祉部から行政財産の使用承認を受け、その土地に学校施設が建てられている。また、里道を挟んで本校と熊本県立ひのくに高等支援学校との間の土地については健康福祉部所管の土地であるが、現在空き地となっている。



□ 跡地の問題で、現在通行規制がされている。(バリケード有り)



防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立苓北支援学校)

項 目	内 容
1 設置施設	県立苓北支援学校
2 設置の目的	児童生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	施設利用者又は不正侵入者等
5 収集する個人情報 情報の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等の 設置を必要とする理由又は事情	<p>当該施設は、重度重複障がいをもつ児童生徒が在学する特別支援学校で、ほとんどの児童生徒が自力で移動することが困難である。不審者対策のマニュアルを作成し、地元警察の協力を得て不審者の校内侵入を想定した防犯訓練等をおこなっているが、児童生徒が安全で安心して学校生活を送るために、防犯カメラ等を設置して、不審者の侵入を未然に防ぐとともに、侵入時の早期対応により児童生徒の安全確保に努める必要がある。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	1台 管理教室棟玄関
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画 (2) 保存方法 168時間連続録画（その後、上書き録画）
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 なし (2) 異常事態発生時 あり <ありの場合の提供先> 警察に提供することが考えられる
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり
11 その他の特記 事項	平成25年4月頃から設置予定

熊本県立苓北支援学校防犯カメラ等の管理に関する要項（案）

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立苓北支援学校内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定める。

2 カメラの設置目的

カメラは、児童生徒の安全管理及び防犯のために設置する。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数

カメラは、熊本県立苓北支援学校管理教室棟玄関に1台設置する。

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者又は不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画する。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）はハードディスクに保存し、管理責任者が施錠できる事務室内で保管する。

(2) 保存期間

画像の保存期間は1週間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録する。

(3) 画像の閲覧等

画像は、カメラの設置目的である事務に直接携わる者以外は、再生又は閲覧できない。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去する。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域内の玄関ガラスに「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

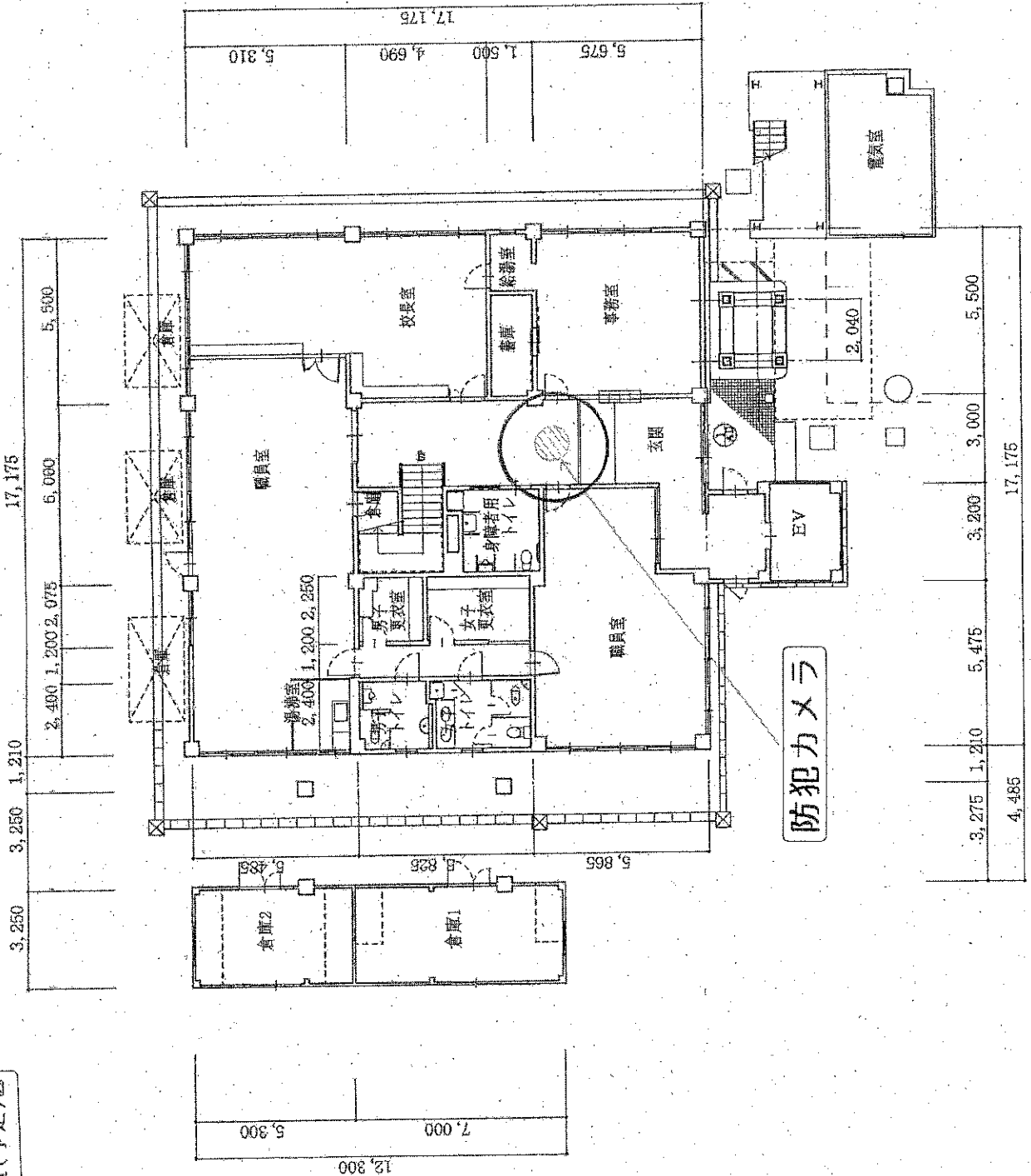
7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

防犯カメラ配置(予定)図



1階平面図 8=1/200